



学校安全ニュース



自転車を運転する人が
守らなければいけない
基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 2 車道は左側を通行
4 安全ルールを守る

- 5 子どもはヘルメットを着用

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

違反した場合 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金

普通自転車歩道通行可の
標識・標示がある場合は
歩道の車道寄りを通行可能



2 車道は左側を通行

13歳未満の児童は例外的に歩道を通行
することができますが、あくまで例外で
あり、歩行者優先になります。



違反した場合
3ヵ月以下の
懲役または
5万円以下の
罰金

3 歩道は歩行者優先で、 車道寄りを徐行

違反した場合 2万円以下の罰金
または料料

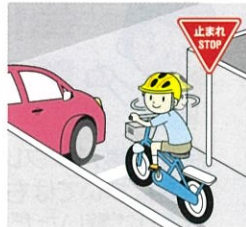


4 安全ルールを守る

交差点での一時停止と安全確認

違反した場合 3ヵ月以下の懲役または
5万円以下の罰金

飛び出すと危険！「一時停止」の標識は
自転車も守らなければいけません。



夜間はライトを点灯

違反した場合 5万円以下の罰金

ライトには前方の安全確認だけでなく、
周りの人に自分の存在を知らせる役目
があるので、ライトをつけずに走行す
るのは危険です！



信号を守る

違反した場合

3ヵ月以下の懲役
または
5万円以下の罰金



二人乗りは禁止

違反した場合

2万円以下の罰金
または料料



並進は禁止

違反した場合

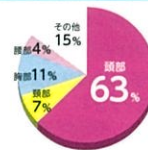
2万円以下の罰金
または料料



5 子どもはヘルメットを着用

被害を軽減するためにも頭部を守ることが重要！

平成29年中における
自転車乗用中死者480人の
損傷部位別死者数の割合
[出典：警察庁]



頭部

63%

自転車の通行ルール

自転車は、**車の仲間**です。車道を走るのが原則です。
ただし例外として下記の場合、歩道を走ることができます。

- 道路標識や道路標示によって通行することができる」とされている場合
- 運転者が児童、幼児、70歳以上の者
又は車道通行に支障がある身体障害がある者である場合
- 車道又は道路の状況に照らして、通行の安全を確保するために
自転車歩道通行することがやむを得ないと認められる場合
(道幅が狭く、危険な場合など)



● 例外的に歩道を走るとき ●

歩道を走るときは、歩行者優先

ゆっくり通行し、歩行者の妨げになるときは
一時停止するようにしましょう。

左側通行

自転車は原則車道の左側端通行です。
歩道を走るときは車道側を通行しましょう。



歩行者にベルを鳴らすのは禁止

自転車のベルは「車両や歩行者に危険を知らせる」という大事な役目
があります。歩道を歩く歩行者に対して「どいてほしい」と自転車のベルを
鳴らすことは「危険を防止するため」ではありませんので、どいてほしい
からと鳴らしてはいけません。



自転車保険加入して ますか？

自転車とはいえ、万が一、事故をおこしてしまったら高額な賠償責任を問われてしまうことがあります！

▶ 事故を補償する自転車保険の種類って…？



他者の「身体」や
「財物」に損害を
与えた場合の補償

**個人賠償
責任保険**



自分がケガをした
場合の補償

傷害保険

個人賠償責任保険は、自動車保険、火災保険、傷害保険

などの特約として付帯することが一般的です。

◆自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」等で補償されます。
◆既に加入されている保険等に付帯されている場合もございますので、必ず一度ご確認をお願いいたします。

保険等の種類		概要
個人加入	自転車保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	
	火災保険の特約	各種保険・共済の特約で付帯する
	傷害保険の特約	個人賠償責任保険
	各種共済の特約	
団体加入	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAが所属する学校の 児童生徒向けの保険
	クレジットカードの 付帯保険	カード会員向けに付帯する保険
商品付帯	TSマーク	自転車の点検整備に付帯する保険

愛知県小中学校PTA連絡協議会では
愛知県の自転車条例、に対応した

小中学生総合保障制度をご案内します。

※2024年3月現在の内容です。



**当保障制度は
随時募集中です!!**

保障制度パンフレット、補償
内容については右記QRコード
よりご覧いただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェブの
登録商標です。



当保障制度は、団体契約のため保険料が割安です。

※割引率について：このパンフレットで案内している保険商品の算出基準である保険料（加入者数20名未満の団体における保険料）に対しての割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数、過去の損害率等に応じて決定します。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

約 43% 割引!

お申込みの流れ

- 1 上記QRコードをスマホ等で読み込み、プラン内容を確認する。
- 2 下記QRコードを読み込み申込書類を請求してください。
又は電話でも受付できます。
- 3 申込書類が届きましたら内容をご確認いただき必要事項をご記入の上、取扱代理店へ返信してください。
あわせて制度掛金を指定の金融機関にご入金をお願いします。
- 4 取扱代理店への加入依頼書の到着と掛金の入金の両方が確認完了した日の翌日午前0時以降より補償を開始します。
※詳細は取扱代理店へご確認ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

TEL.052-582-6815

(受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

制度に関する
お問い合わせ先

AIG 損害保険株式会社 代理店 **株式会社 ニッセイシャ**

〒451-0042 愛知県名古屋市中区那古野一丁目29番11号

TEL.052-582-6815 FAX.052-563-5927

<https://www.a-nissei.com>

E-mail:a-hoshoseido@a-nissei.com

(受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

引受保険会社
幹事会社

AIG 損害保険株式会社 名古屋支店

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄五丁目27番12号 AIG名古屋ビル

TEL 052-857-1400 <https://www.aig.co.jp/sonpo>

(受付時間：午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く)

愛知県小中学校PTA連絡協議会

愛知県PTA

検索

<http://www.aichi-syoucyuu-p.com>